

# 環境パフォーマンス

## 地域環境保全

### 大気・水質の保全

各事業所では環境への排出について、その地域での条例、協定などよりさらに厳しい自主管理基準値を設けて管理を行い、水質汚濁・大気汚染の防止に努めています。

### 水質の例( 滋賀工場 )

( 排水量 2000m<sup>3</sup>/日 )

測定項目	水質汚濁防止法排水基準	条例・協定値	社内管理値	測定値
pH( 水素イオン濃度 )	5.8 ~ 8.6	6.0 ~ 8.5	6.3 ~ 8.1	7.5
BOD( 生物化学的酸素要求量 )	160(mg/ℓ )(日間平均120)	20	15	3.3
COD( 化学的酸素要求量 )	160(mg/ℓ )(日間平均120)	20	15	7.7
SS( 浮遊物質量 )	200(mg/ℓ )(日間平均150)	20	15	2.8
溶解性鉄	10(mg/ℓ )	10	8	0.05
窒素	120(mg/ℓ )(日間平均60)	8	6.5	1.2
りん	16(mg/ℓ )(日間平均8)	0.8	0.65	0.10
ほう素	-	2(mg/ℓ )	1.5	0.02

記載していない他の測定項目は全て定量下限未満の値です。( 不検出 )

N-ヘキサン( 鉱物油 )、N-ヘキサン( 動植物油 )、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性マンガン、クロム、フッ素、大腸菌群数、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機りん化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、総水銀、アルキル水銀化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、( アンチモン:滋賀県条例による規制対象物質 )

### 水質の例( 船橋工場 )

1号排水口( 排水量 3600m<sup>3</sup>/日 )

測定項目	水質汚濁防止法排水基準	条例・協定値	社内管理値	測定値
pH( 水素イオン濃度 )	5 ~ 9	5 ~ 9	5.4 ~ 8.9	7.3
BOD( 生物化学的酸素要求量 )	なし( 海域 )	なし	なし	なし
COD( 化学的酸素要求量 )	160(mg/ℓ )(日間平均120)	20	8	2
SS( 浮遊物質量 )	200(mg/ℓ )(日間平均150)	20	8	3
溶解性鉄	10(mg/ℓ )	5	4	0.2
フッ素	15(mg/ℓ )	10	8	0.3
大腸菌群数	3000個/cc	3000	1000	2
窒素	120(mg/ℓ )(日間平均60)	20	16	2.75
りん	16(mg/ℓ )(日間平均8)	2	1.6	0.03

記載していない他の測定項目は全て定量下限未満の値です。( 不検出 )

N-ヘキサン( 鉱物油 )、N-ヘキサン( 動植物油 )、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性マンガン、クロム、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機りん化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、総水銀、アルキル水銀化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物

### 大気の場合

設備名	事業所名	規制項目	単位	法	条例	協定・届出	社内管理値	測定値
キュボラ	武庫川	ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.1	0.1	0.1	0.05	0.0024
キュボラ	船橋	ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.1	0.1	0.1	0.05	0.01以下
廃棄物焼却炉	新淀川	ダイオキシン類	ngTEQ/m <sup>3</sup> N	80	80	-	64	0.91
廃棄物焼却炉	滋賀	ダイオキシン類	ngTEQ/m <sup>3</sup> N	80	80	-	64	2.5
廃棄物焼却炉	小田原	ダイオキシン類	ngTEQ/m <sup>3</sup> N	80	80	-	64	4.2

異常時緊急時対策

現状のレベルアップを図るために1997年以降全20事業所の職場毎で、ISO14001環境マネジメントシステム規格の要求事項「4.4.7緊急事態への準備及び対応」で要求されている事故や緊急事態(排水処理設備からの流出事故や油タンクからの流出事故等)について特定し、予防対策の拡充に努めています。

具体的には環境関連設備のメンテナンス強化、有害化学物質の保管管理の強化、新たな防止設備の設置、事故時の対応手順書の作成とそれに基づく事故に備えての計画的訓練等を実施しており、公害事故の発生はありません。

堺製造所での事例

現場操作盤警報確認

各種管理モータ

異常時・緊急時連絡ルート及び処置方法

現場の緊急時連絡指示ルート掲示

緊急時管理施設緊急事態訓練記録

緊急事態

- 想定1:異常圧力により内槽安全弁が作動した場合
- 想定2:安全弁が作動する前に圧力異常を発見した場合

訓練実施日: 2001年1月28日  
 訓練時間: 16時40分~17時30分  
 訓練場所: 溶接AラインA6棟東側

設備名: 炭酸ガス貯蔵設備  
 社内番号: (G-0650)  
 適用法令: 高压ガス取締法

想定1

①異常圧力により安全弁が作動

②自動的に放出した  
③付近の人に応援依頼した

④管理責任者に連絡

⑤管理責任者の指示のもと、放出弁(S-1)を開いて放出し圧力を早急に下げた

緊急時連絡指示ルートに従い連絡  
 圧力異常の原因と設備の安全確認の為に  
 生産技術課へ連絡

想定2

①圧力異常を発見

②管理責任者に連絡

③管理責任者の指示のもと、放出弁(S-1)を開いて放出し圧力を早急に下げた

日常管理の為に  
 実地教育と指導

圧力計 安全弁放出時のバルブの説明

ガス取出しバルブの説明

取出しバルブと気化器の圧抜き

気化器の取扱説明